

大阪維新の会 倫理規則

第1章 目的

(目的)

第1条 本規則は、本会の規約第21条の規定に基づき、会員の倫理の遵守及び権利擁護等並びに綱紀委員会の組織及び運営等に関し必要な事項について定める。

第2章 会員の倫理の確保

(倫理規範)

第2条 本会の会員が遵守すべき規約第20条に規定する倫理規範に反する行為は次のとおりとする。

一 政治倫理に反する行為

次の各号に掲げる行為につき政治不信を招く公私混淆、公益の侵害、品位の毀損等を生じ、政治的道義的責任が生じた場合

イ 政治活動及び選挙運動に係る行為

ロ 刑事事犯に関与する行為

ハ 個別企業・団体の利益の擁護により公共の利益を損なう行為又はこれらのものから不当に便宜供与を受ける行為

ニ 著しく社会的非難を受ける行為

ホ その他役員会が政治倫理に反するものと認めた行為

二 本会の名誉を傷つける行為

イ 汚職、選挙違反、政治資金規正法令違反等の刑事事犯等

ロ 暴力行為

ハ その他役員会が本会の名誉を傷つけるものと認めた行為

三 本会の規約及び諸規程に違反する行為

イ 本会の諸規定に違反する行為

ロ 全体会議等の決定事項に違背する等、本会の方針に反する行為

ハ その他役員会が本会の規律を乱すものと認めた行為

(倫理の確保)

第3条 幹事長は、あらゆる機会を通じて会員が倫理を遵守するよう意識の涵養に努めなければならない。

2 会員が倫理規範に反する行為を行った場合は、厳正に対処する。

(処分)

第4条 役員会は、会員が第2条に規定する倫理規範に反する行為を行ったと判断した場合は、次の各号に掲げる処分を行う。

一 厳重注意

二 戒告

- 三 本会の役職の一定期間の停止又は解任
原則、停止期間は3カ月以上2年以内とする。
 - 四 公職の辞任勧告
議員又は首長の公職は含まない。
 - 五 選挙における非公認又は非推薦
 - 六 会員資格の停止
停止内容は、会員であるが故に行える活動を一切停止する。
本会の役職、会議出席、意見表明、対外的活動、公認・推薦等
原則、停止期間は3カ月以上2年以内とする。
 - 七 離会の勧告
勧告に従わない場合は除名とする。
 - 八 除名
- 2 役員会は、前項の処分を行った後、同一の事案について新たな事実が発覚する等により先に行った処分が妥当でないと判断する場合は、重ねて処分を行うことができる。

第3章 倫理の確保に関する手続

(役員会の手続)

- 第5条 幹事長は、会員が倫理規範に反する行為を行ったと思われる場合、又は第7条に基づく処分の請求があった場合は、速やかに調査を行い、必要な処分について役員会に諮るものとする。
- 2 幹事長は、特に必要と判断する場合、綱紀委員会の意見を求めることができるものとし、前項の調査を綱紀委員会に委任することもできるものとする。
 - 3 役員会又は綱紀委員会は、前2項の規定に基づき事実の確認、調査を行うにあたっては公正な判断を行うとともに、処分の対象となる会員の弁明を聴取する等その権利の擁護に配慮しなければならない。
 - 4 役員会は、会員に対する処分を行った場合には、速やかに当該会員に通知しなければならない。

(綱紀委員会の手続)

- 第6条 綱紀委員会は、幹事長から、倫理規範に反する行為にかかる処分に関して意見を求められたときは、速やかに審議を行い、意見を述べなければならない。
- 2 綱紀委員会は、意見を求められた事案に関し、自ら関係者の意見を聴取する等事実の調査を行い、中立かつ公正な判断を行わなければならない。
 - 3 前項の調査にあたっては、必要に応じて本部諸機関及び会員に対して、調査への協力及び意見を求めることができる。

(処分の請求)

- 第7条 会員は、幹事長に対して、倫理規範に反する行為が行われた事実を明示した書面をもって、会員にかかる倫理審査を請求することができる。
- 2 一の事案に関する倫理審査の請求は、重ねて行うことはできない。

(不服の申立て)

第8条 処分を受けた会員又は会員であった者は、役員会に対して、不服の申立てを行うことができる。

- 2 前項の不服の申立ては、処分の通知が行われた後1週間以内に、不服の論拠を記した書面をもって行わなければならない。
- 3 役員会は、不服の申立てに対して審査を行い、書面で回答しなければならない。
- 4 前項の審査にあたっては、綱紀委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 綱紀委員会は、役員会から不服の申立てに関する意見を求められたときは、速やかに審議し、意見を述べなければならない。
- 6 不服の申立ては、重ねて行うことはできない。

第4章 綱紀委員会の運営

(綱紀委員会の組織)

第9条 綱紀委員会は、5人の委員をもって構成する。

- 2 綱紀委員会の委員長は、代表の指名により選任する。
- 3 委員長は、委員4人を選任する。
- 4 委員長は、委員の中から副委員長を選任する。

(綱紀委員会の運営)

第10条 綱紀委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、役員会から意見を求められたときは、綱紀委員会を招集しなければならない。
- 3 委員長は、過半数の委員から請求があった場合は、綱紀委員会を招集しなければならない。
- 4 綱紀委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議案は、委員長を除く出席委員の過半数によって決するものとする。議案に対する賛否が同数の場合は、委員長が決する。

(綱紀委員会事務局)

第11条 綱紀委員会は、その職務を遂行するため、会本部事務局の職員をして綱紀委員会の事務を行わせることができる。

(秘密の保持)

第12条 役員会及び綱紀委員会の構成員並びに事務局職員は、倫理審査に伴い知り得た秘密を漏らしてはならない。

(規則改正)

第13条 本規則は、役員会の決定をもって改正することができる。

附則

本規則は、幹事会の決定と同時に発効する。

附則

この規則は、平成 29 年 5 月 11 日開催の全体会議において改正予定の規約の施行と同時に施行する。

附則

この規則は、令和 3 年 9 月 4 日から実施する。